

所得税・町県民税の 申告相談を2月4日(木)から行います

お問い合わせ
町税務課 (☎852・5144)

- ▶ 期 間 2月4日(木)～3月15日(月)
- ▶ 会 場 町役場4階 大会議室
- ▶ 受付時間 午前8時30分～午後3時
- ▶ 相談時間 午前9時～正午、午後1時～午後3時30分

申告相談は昨年と同様に町役場で実施します。今回は、マスクの着用などにご協力をお願いします。



町役場で申告相談を実施

令和2年分所得税と令和3年度町県民税の申告相談を、町役場4階「大会議室」を会場に、2月4日(木)から3月15日(月)の日程で実施します。
令和2年1月から12月までの1年間収入のない場合でも、

町県民税の申告が必要ですので、収入がないことを申告してください。
申告されなかった場合、各種証明書交付や各種行政サービスが受けられなくなる場合があります。

申告が必要な方

- 令和3年1月1日現在で本町に住所があり次に該当する方
- 不動産(小作料を含む)・営業・農業・一時・雑所得(年金等)・譲渡所得等給与以外の所得があった方で所得税に係る確定申告書を提出していない方
- 給与所得者で2か所以上の事業所からの給与のある方や中途就・退職の方で、所得税の年末調整がされていない方

- 給与所得者であるが、事業所からの給与支払報告書が町に未提出の方
- 給与所得者で年末調整済みの方であっても、各種控除(医療費控除、住宅借入金特別控除等)を受ける方
- 令和2年中に生命保険が満期となり満期返戻金収入があった方や、死亡保険金等の収入があった方

町の会場で申告する必要がない方

- 1か所の事業所からの給与のみで、所得税の年末調整をされ、勤務先から給与支払報告書が町に提出されている方

- フォーラムアキタ、e-TAX、その他の方法で確定申告をされる方

申告に必要なもの

- ① 本人確認書類等
 - マイナンバーカード
 - 通知カードおよび運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
 - マイナンバーが記載された住民票の写しおよび運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- ② 印鑑
- ③ 還付金の振込先口座情報がわかるもの
- ④ 所得計算に必要なもの
 - 給与収入のある方
勤務先から交付された源泉徴収票または、事業主の給与支払証明書
 - 年金収入のある方
公的年金、年金基金や企業年金等の源泉徴収票
 - 自営業の方
営業所得計算書と仕入・売上等を記録した帳簿、必要経費の領収書
 - 農業所得のある方
農協などから交付される「令和2年分農業所得に係る取引明細書」や収入と必要経費などが分かる帳簿類、領収書などとそれらを基に記帳した「収支計算記帳簿」
- ⑤ 各種控除に必要なもの
 - 社会保険料、生命保険料、地震保険料等控除支払証明書
 - 寄附金の採納証明書、または領収書、受領書等
 - 配偶者・扶養控除対象者に収入があった場合は、その人の令和2年中の収入金額が分かる書類(源泉徴収票等)

- 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳または町健康福祉課が交付する障害者控除対象者認定書
 - 住宅借入金特別控除を受ける場合は、住宅に係る登記事項証明書、契約書、借入金残高証明書、すまい給付金等の補助金関係書類、源泉徴収票
 - 医療費控除等を受ける場合は、令和2年中に医療機関に支払った金額、高額医療費給付金や医療保険から受給があった場合はその金額をまとめた「医療費控除の明細書」
- ※今回から、領収書原本による申告はできません。
- セルフメディケーション税制
「セルフメディケーション税制の明細書」の添付と一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の添付または提示
- ※なお、「医療費控除」を選択した場合、「セルフメディケーション税制」を受けることはできません。
- ▶ 国民健康保険税の納付確認書が必要な方は税務課窓口で発行します。
 - ▶ 税務署から、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキまたは封書が送付されます。確定申告書の作成に必要な情報が記載されていますので、必ずご持参ください。
 - ▶ 土地や建物の売却、株式等の譲渡、消費税など、内容によっては税務署での申告をお願いすることがあります。

申告相談日程

地区	月 日	町 内 名	地区	月 日	町 内 名
五城目	2月4日(木)	広ヶ野、希望ヶ丘、今町、御蔵町、小池町、川原町、新町、一番町	五城目・馬川	2月25日(木)	高崎、上高崎、舘越
	2月5日(金)	田町、古川町、長町		2月26日(金)	岩野、樋口、上田町、新里町
	2月8日(月)	紀久栄町、新畑町、矢場崎、ななくら	森山	3月1日(月)	岩城町、東磯ノ目、西磯ノ目
	2月9日(火)	米沢町、畑町、仲町		3月2日(火)	岡本一区・岡本二区
馬場目	2月10日(水)	帝釈寺、町村、門前、蓬内台	内川	3月4日(木)	野田、浦横町
	2月12日(金)	小野台、平ノ下、寺庭、中村		3月5日(金)	湯ノ又(1～4区)、小川口
	2月15日(月)	水沢、恋地、坊井地、杉沢、合地	日曜相談	3月7日(日)	全町
富津内	2月16日(火)	下山内、上山内	大川	3月8日(月)	浅見内(1～6区)
	2月17日(水)	富田、黒土(1・2区)、小倉、八田		3月9日(火)	大川1～3組
	2月18日(木)	台・御蔵下、脇乙、落合、高千、北北口	3月10日(水)	大川4～7組	
五城目 馬川	2月22日(月)	築地町、昭辰町、雀舘	予備日	3月11日(木)	石崎、谷地中、曙町
	2月24日(水)	舘町、中川原、下高崎、久保		3月12日(金)	下樋口、西野
				3月15日(月)	予備日とします

※3月15日(月)の相談時間は午前9時～正午、受付時間は午前8時30分～午前11時です。
※予備日は混雑が予想されますので、早めの申告相談をお願いします。

新型コロナウイルス感染防止のためのお願い

- 検温、マスクの着用、手の消毒にご協力ください。
 - 会場が混雑する場合は、後日の来場をお願いすることがあります。
- 確定申告は自宅から行えます**
- スマートフォンやパソコンから電子申告ができます。
- ※医療費や寄付金の還付にはスマートフォンからの申告をお勧めします。
- 1人への対応時間の短縮にご協力ください**
- 所得状況の説明のできる方が申告してください。

- 営業・農業所得のある方は「収支内訳書」に収入と経費を事前にまとめたくてお越しく下さい。
- ※まとめられていない場合は、まとめたくて後日の来場をお願いすることがあります。
- 医療費控除を受ける方は、「人ごと、医療機関ごと、薬局ごと」に医療費控除の明細書を事前にまとめてからお越しください。
- ※今回から領収書原本による申告はできませんのでご注意ください。

秋田北税務署から確定申告のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減して安全・安心に申告・納税していただくための3つの提案

- ① スマートフォン又はパソコンで自宅からの申告・申請をお勧めします。
- ② 質問は電話相談をお勧めします。
- ③ 納付はキャッシュレスをお勧めします。

申告書作成会場は秋田県労働会館「フォーラムアキタ」です

- ▶ 開設期間 2月1日(月)～3月15日(月)の平日、2月21日(日)、2月28日(日)
- ※2月21日(日)と2月28日(日)以外の土日祝日は開設しません。

- ▶ 開設時間 午前9時～午後4時
 - ▶ 所在地 秋田市中通6丁目7-36
- ※秋田北税務署内には申告書作成会場を設置していません。

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は各会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。

※配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページ等によりお知らせします。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ 秋田北税務署 (☎845・1161)
(※自動音声案内で一般的な相談は①、税務署への個別のお問い合わせは②を選択してください)
(確定申告時期は確定申告に関する相談は③を選択してください)